(趣旨)

第1条 この細則は、秋田大学高大接続センター規程第12条第2項の規定に基づき、秋田大学高大接続企画会議(以下「企画会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 企画会議は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 秋田大学高大接続センター(以下「センター」という。)の運営の基本方針に関すること。
 - (2) センターの事業計画に関すること。
 - (3) センターの予算・決算に関すること。
 - (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 企画会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センターの各部門長
 - (4) センターの専任教員
 - (5) 国際資源学研究科長,教育文化学部長,医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科又は学部等の教員 各1名
 - (6) 総合学務課長
 - (7) 入試課長
 - (8) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 前条第5号及び第8号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前条の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第5条 センター長は、企画会議を招集し、その議長となる。
- 2 議長は、企画会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。 (議事)
- 第6条 企画会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 企画会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を企画会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 企画会議の庶務は、総合学務課及び入試課が協力して処理する。 (補則)

第9条 この細則に定めるもののほか、企画会議に関し必要な事項は、企画会議が別に定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から実施する。